



宮 崎 県 公 報

平成28年 6 月23日 (木曜日) 第 2805 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の辞退の届出 (“) 1	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定予定の通知…………… (“) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2 件) …………… (“) 2	
○林業種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 2	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2	
公 告	
○職業訓練指導員試験の実施…………… (雇用労働政策課) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 4	
○土地改良区連合の役員の就退任の届出…………… (“) 5	
○公共測量の実施…………… (管理課) 5	
病院局公告	
○落札者等の公告…………… 5	
雑 報	
○宮崎県市町村職員共済組合の平成27年度決算の要旨…………… 6	

告 示

宮崎県告示第 444号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
北川調剤薬局	延岡市北川町川内名70 55-14	平成28年 6 月 1 日
セイシュル薬局都城	都城市松元町 2 街区13 号	平成28年 6 月 1 日

宮崎県告示第 445号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退した旨の届出があった。

平成28年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	辞退年月日
永田婦人科クリニック	日向市鶴町 3 丁目 7 - 1	平成28年 5 月31日

宮崎県告示第 446号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 延岡市島浦町 462-乙、462-丙、463-13、463-22、463-31
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 447号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字鳥屋ノ平 11321 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 448号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2 月24日農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和61年 8 月 9 日農林水産省告示第1417号、昭和61年12月15日農林水産省告示第2001号、昭和63年 5 月24日農林水産省告示第 702号、昭和63年 6 月 1 日農林水産省告示第 755号、昭和63年 6 月14日農林水産省告示第 820号、昭和63年 7 月11日農林水産省告示第 971号、平成元年11月 2 日農林水産省告示第1450号、平成 2 年 2 月16日農林水産省告示第 193号、平成 3 年 1 月14日農林水産省告示第47号、平成 3 年 5 月13日農林水産省告示第 601号、平成 5 年12月 2 日農林水産省告示第1411号、平成 6 年 5 月25日農林水産省告示第 861号、平成 8 年 5 月 8 日農林水産省告示第 669号、平成 8 年 5 月24日農林水産省告示第 826号、平成 8 年 6 月18日農林水産省告示第 967号、平成 8 年 8 月 5 日農林水産省告示第1187号、平成 8 年11月 6 日農林水産省告示第1742号、平成 8 年11月 7 日農林水産省告示第1747号、平成 9 年 5 月 2 日農林水産省告示第 709号、平成 9 年 5 月 7 日農林水産省告示第 745号、平成10年 2 月17日農林水産省告示第 243号、平成10年 3 月16日農林水産省告示第 410号、平成10年 4 月21日農林水産省告示第 681号、平成10年 7 月31日農林水産省告示第1124号、平成11年 1 月 7 日農林水産省告示第 6 号、平成11年 1 月14日農林水産省告示第54号、平成12年 7 月25日農林水産省告示第1041号、平成12年10月17日農林水産省告示第1295号、平成12年12月 4 日農林水産省告示第1490号、平成12年12月 4 日農林水産省告示第1494号、平成13年 5 月 9 日農林水産省告示第 616号、平成13年 5 月15日農林水産省告示第 667号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 449号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2 月24日農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成 9 年 5 月 2 日農林水産省告示第 709号、平成 9 年 5 月 7 日農林水産省告示第 745号、平成10年 3 月16日農林水産省告示第 410号、平成10年11月19日農林水産省告示第1772号、平成11年 1 月14日農林水産省告示第54号、平成12年 7 月25日農林水産省告示第1040号、平成12年10月17日農林水産省告示第1295号、平成12年12月 4 日農林水産省告示第1490号、平成12年12月 4 日農林水産省告示第1494号、平成13年 3 月15日農林水産省告示第 379号、平成13年 5 月15日農林水産省告示第 668号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 450号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成28年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1330	佐藤 健誠 西臼杵郡高千穂町 大字押方5069番地	採取	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	高千穂町林業研究グループ連絡協議会 西臼杵郡高千穂町 大字三田井13番地

宮崎県告示第 451号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 上揚地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 5 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 5 号を県道西都南郷線官民地境界に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	西都市大字銀鏡字浜砂 789番地 1

2	〃	大字上揚字征矢抜 6 番地10
3	〃	〃 〃 〃 6 番地 1
4	〃	〃 〃 〃 6 番地 1
5	〃	〃 〃 〃 6 番地 4

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成28年6月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

- (1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種
和裁科 建築科
- (2) 学科試験のうち、指導方法について実施する職種
全職種

2 試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
和 裁 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） イ 縫製法（縫製法、縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）
建 築 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規） イ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 建築設計（建築設計、設備設計、建築計画） イ 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算） ウ 材料（建築用材料）
その他の職種	指導方法

3 受験資格

- (1) 受験資格は、次のとおりとする。
 - ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条の2第2項第1号から第10号

まで又は第3項第1号若しくは第2号に規定する者
 ウ 省令第45条の2第2項第11号の規定による職業訓練指導員試験の受験資格（昭和45年労働省告示第17号）又は省令第45条の2第3項第3号の規定による職業訓練指導員試験の受験資格（昭和63年労働省告示第38号）に規定する者

(2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の免除

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科

免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

- 5 試験期日
平成28年9月5日（月曜日）
- 6 試験場所
宮崎県技能検定センター
宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
- 7 受験申請の手続
(1) 提出書類
ア 職業訓練指導員試験受験申請書（以下「申請書」という。）及び前記3に掲げる受験資格を証する書類
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、前記4に掲げる者に該当することを証する書類
(2) 提出先
〒 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課
(3) 受付期間
平成28年7月1日（金曜日）から平成28年7月15日（金曜日）まで（郵送の場合は7月15日付けの消印のあるものまで有効とする。）
(4) 受験手数料 3,100円
（宮崎県収入証紙（消印はしないこと。）により納付すること。）
(5) 受験票
申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。
- 8 合格通知
平成28年10月7日（金曜日）合格者に通知する。
- 9 その他
(1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門学校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会及び各事業組合等で交付する。
(2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒に宛先を明記の上、140円切手を貼り、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課に申し込むこと。
(3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課（電話0985（26）7107）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新富土地改良区（新富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年6月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	土屋公俊	新富町大字新田3455番地1
理事	高松宗弘	新富町大字下富田1563番地
理事	岩本三芳	新富町大字上富田4122番地4
理事	長友万藏	新富町大字下富田1303番地
理事	長友邦俊	新富町大字新田9744番地1
理事	秋山征則	新富町大字新田2299番地2
理事	高橋和太郎	新富町大字新田1011番地2
監事	阪東和博	新富町大字下富田3326番地
監事	大木治男	新富町大字新田5812番地
監事	水間健	新富町大字新田8453番地17

（任期：平成32年4月28日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	土屋公俊	新富町大字新田3455番地1
理事	竹内虎市	新富町大字新田116番地1
理事	岩本三芳	新富町大字上富田4122番地4
理事	高松宗弘	新富町大字下富田1563番地
理事	中村賢一	新富町大字伊倉107番地
理事	長友万藏	新富町大字下富田1303番地
理事	吉野年三	新富町大字新田8091番地
理事	阪東和博	新富町大字下富田3326番地
理事	壺岐健一	新富町大字日置604番地
監事	宮脇国宏	新富町大字下富田2710番地
監事	比江島輝明	新富町大字上富田2225番地
監事	甲斐義章	新富町大字上富田90番地
監事	高木義文	新富町大字新田1268番地1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、金丸堰土地改良区連合（新富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	土 屋 公 俊	新富町大字新田3455番地 1
理 事	猪 俣 忠	新富町大字新田 11526番地
理 事	福 井 太	宮崎市佐土原町下田島7905番地イ
理 事	齋 藤 弘 幸	宮崎市佐土原町下田島 11088番地
理 事	原 田 弘 通	西都市大字現王島96番地
理 事	高 松 宗 弘	新富町大字下富田1563番地
理 事	長 友 邦 俊	新富町大字新田9744番地 1
理 事	秋 山 征 則	新富町大字新田2299番地 2
監 事	根 井 昇	宮崎市佐土原町下田島 12144番地 1
監 事	岩 本 三 芳	新富町大字上富田4122番地 4

（任期：平成32年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 井 太	宮崎市佐土原町下田島7905番地イ
理 事	猪 俣 忠	新富町大字新田 11526番地
理 事	土 屋 公 俊	新富町大字新田3455番地 1
理 事	馬 渡 春 重	宮崎市佐土原町上田島3800番地
理 事	竹 内 虎 市	新富町大字新田 116番地 1
理 事	原 田 弘 通	西都市大字現王島96番地
理 事	高 松 宗 弘	新富町大字下富田1563番地
理 事	中 村 賢 一	新富町大字伊倉 107番地
監 事	齋 藤 弘 幸	宮崎市佐土原町下田島 11088番地

監 事	阪 東 和 博	新富町大字下富田3326番地
-----	---------	----------------

公共測量を次のとおり実施する。

平成28年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
宮崎市大字郡司分
- 3 作業期間
平成28年 6 月20日から平成28年10月26日まで

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年 6 月23日

宮崎県病院局長 土 持 正 弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
放射線画像・動画サーバ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課整備担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成28年 5 月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士フィルムメディカル株式会社九州地区営業本部 福岡県福岡市博多区博多駅前 4 丁目13番19号
- 5 落札金額
210,600,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成28年 5 月12日

雑 報

宮 崎 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 公 告

宮崎県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成27年度決算の要旨を公告する。
平成28年6月23日

宮崎県市町村職員共済組
理 事 長 河 野 利 美

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	厚生年 金保険	退職等 年 金	経過的 長 期	預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財形
収入														
負担金	3,605,884	5,804,711	4,048,748	239,495	8,525	0	0	119,537	196,841	0	0	0	0	0
掛金	3,604,083	2,793,297	2,754,345	239,486	0	0	0	0	193,143	0	0	0	0	0
施設収入・商品売上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	131,496	0	0	0	0
連合会交付金等	399,233	0	0	0	0	0	0	40,379	0	0	0	330	0	0
利息及び配当金	166	0	0	0	0	32,183	27,011	94	115	16	87,037	8	10	1
その他の収入	2,141	0	0	0	0	0	0	11	0	15,756	37,695	61,411	52,916	0
他経理から繰入	0	0	0	0	0	0	0	22,169	0	40,000	0	0	0	0
前年度支払準備金	507,819	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8,119,326	8,598,008	6,803,093	478,981	8,525	32,183	27,011	182,190	390,099	187,268	124,732	61,749	52,926	1
支出														
給付	3,219,863	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役員員給与	0	0	0	0	0	0	0	88,548	35,751	0	6,055	1,229	11,042	0
旅費・事務費	0	0	0	0	0	0	0	5,615	11,149	725	636	253	2,103	0
商品仕入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,066	0	0	0	0
委託費	0	0	0	0	0	0	0	1,112	2,619	75,590	120	69	1,358	0
支払利息	0	0	0	0	0	32,183	27,011	0	0	0	25,448	52,092	2,439	0
連合会払込金等	779,106	0	0	0	0	0	0	0	2,805	0	0	3,074	0	0
前期高齢者納付金	2,274,311	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後期高齢者支援金	1,289,942	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負担金等払込金	0	8,598,008	6,803,093	478,981	8,525	0	0	53,138	0	0	0	0	0	0
他経理へ繰入	22,169	0	0	0	0	0	0	0	40,000	0	0	0	0	0
その他の支出	684,984	0	0	0	0	0	0	28,371	212,749	96,022	4,515	822	8,603	0
次年度支払準備金	501,411	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8,771,786	8,598,008	6,803,093	478,981	8,525	32,183	27,011	176,784	305,073	174,403	36,774	57,539	25,545	0
差引当期利益又は 当期損失金(△)	△ 652,460	0	0	0	0	0	0	5,406	85,026	12,865	87,958	4,210	27,381	1

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	厚生年 金保険	退職等 年 金	経過的 長 期	預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財形
資産														
流動資産	295,962	2,519,578	939,820	64,796	1,193	147,729	107,003	255,236	393,420	82,838	763,322	73,714	551,180	165
固定資産	0	0	0	0	0	3,372,208	3,129,945	1,056	205	1,100,009	6,330,888	2,103,280	263	0
繰延資産	0	0	0	0	0	0	0	600	1,908	0	0	30	120	0
資産合計	295,962	2,519,578	939,820	64,796	1,193	3,519,937	3,236,948	256,892	395,533	1,182,847	7,094,210	2,177,024	551,563	165
負債														
流動負債	8,402	2,519,578	939,820	64,796	1,193	0	0	5,689	4,635	11,493	6,720,209	0	54,914	0
固定負債	501,411	0	0	0	0	3,519,937	3,236,948	97,150	46,619	10,819	16,999	2,125,300	148,464	0
負債合計	509,813	2,519,578	939,820	64,796	1,193	3,519,937	3,236,948	102,839	51,254	22,312	6,737,208	2,125,300	203,378	0
純資産														
利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	154,053	344,279	1,160,535	357,002	51,724	348,185	165
欠損金(△)	213,851	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純資産合計	△ 213,851	0	0	0	0	0	0	154,053	344,279	1,160,535	357,002	51,724	348,185	165
負債・純資産合計	295,962	2,519,578	939,820	64,796	1,193	3,519,937	3,236,948	256,892	395,533	1,182,847	7,094,210	2,177,024	551,563	165

(注) 被用者年金制度の一元化に伴い、長期経理及び預託金管理経理は平成27年9月末で廃止され、平成27年10月から長期経理は厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理へ、預託金管理経理は経過的長期預託金管理経理へ承継された。